

鳥取市と明治大学との連携協力に関する協定書

鳥取市と明治大学は、鳥取市が有する歴史・文化・産業・自然並びに明治大学が有する知的財産及び人材を有機的に活用して、相互の交流及び発展を図るために、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、明治大学による高度な教育・学習機会の提供や調査・研究の成果を通じて、鳥取市の文化・教育・学術・地域活性化・まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会への貢献と人材育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本協定に基づき次の事項を行う。

- (1) 文化・教育・学術の振興、発展のための連携
- (2) 人材育成のための連携
- (3) 地域活性化・まちづくりのための連携
- (4) 岸本辰雄に関する学術研究のための連携
- (5) その他両者が必要と認める連携

(組織及び運営)

第3条 本協定の事業を実施するために必要な事項は、両者の協議により定める。

(協定の改廃)

第4条 本協定の改廃は、両者の協議を経て行う。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項については、両者の協議により定める。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成28年11月13日

鳥取県鳥取市尚徳町116番地

鳥取市長

深澤義彦

東京都千代田区神田駿河台1丁目1番地

明治大学長

土屋恵一郎

